

## 居宅介護支援事業所の市町村への権限移譲について

### 1 権限移譲にかかる経緯

平成26年度の介護保険法改正において、保険者機能の強化の観点から、市町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、居宅介護支援事業所の指定権限を都道府県から市町村に移譲し、平成30年4月に施行することとなった。

### 2 平成30年4月前後の届出等について

平成30年4月の権限移譲の前後における指定申請関係の手続きについては下記のとおり。

#### (1) 新規指定

ア 平成30年4月1日指定予定の事業所 福島県（保健福祉事務所経由）へ提出（受付終了）

イ 平成30年5月1日指定予定の事業所 所在市町村へ提出

#### (2) 指定更新

ア 平成30年3月31日までに有効期間満了の事業所 福島県（保健福祉事務所経由）へ（受付終了）提出

イ 平成30年4月1日以降有効期間満了の事業所 所在市町村へ提出

#### (3) 各種届出

ア 平成30年3月31日までに提出 福島県（各保健福祉事務所経由）へ提出

イ 平成30年4月1日以降に提出 所在市町村へ提出

※報酬変更について係る注意点については資料2-1を参照のこと。

#### (4) 特定事業所集中減算の判定

ア 平成29年度後期分（H29.9-H30.2） 福島県（介護保険室）へ提出

イ 平成30年度前期分（H30.3-H30.8） 所在市町村へ提出

※平成29年度後期判定分については3月20日までの提出となるので未提出の事業所は至急提出すること。

※平成30年度前期判定分から判定対象のサービスが訪問介護、通所介護、福祉用具貸与に限定される